

当面の議論のポイント

1 基本的な制度の在り方について

- 被爆者に対して講じられている様々な施策は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るために行われているが、そのような各種施策の中で、原爆症認定及び医療特別手当の給付には手厚い援護を行うだけの理由が必要ではないか。
- さらに手厚い援護を行うだけの理由として、放射線による疾病の発生の蓋然性の高さに着目した判断を引き続き行うことが合理的ではないか。
- 原爆症について国が認定するという考え方を基本にすることが妥当ではないか。
- 被爆者に対する援護施策は、認定疾病に対する医療の給付に始まり、各種手当の支給、福祉サービスへと拡充されていることを念頭に置く必要があるのではないか。

2 原爆症認定制度を前提とした場合の認定基準について

(1) 現行の制度の枠組みに係る検討

- ①放射線による疾病の発生の蓋然性の程度に着目した判断を前提とした場合の放射線起因性のとらえ方について
 - 科学的知見をベースに置いて判断していくという考え方を基本にすることが妥当ではないか。
 - 原爆症認定については厳密な科学的知見のみではなく、放射線による健康被害を受けた被爆者救済の視点や被爆者の実態も踏まえ、国民が納得できる形で行われるよう、認定範囲を見直していくことが可能ではないか。

- 仮に厳密な科学的知見のみではなく、放射線による健康被害を受けた被爆者救済の視点や被爆者の実態を踏まえた場合、放射線起因性があるということと科学とはどう整合性をつけることが可能か。放射線起因性のもととなる事実をどうとらえるか。

②要医療性について

- 原爆症認定及び医療特別手当の要件としての「現に医療を要する状態」とはどの程度の医療を要する状態と考えるか。積極的な医療を必要とすると考えることが妥当ではないか。

(2) 司法判断を踏まえた認定基準の検討

- 行政認定では、被爆要件（被爆距離、入市までの時間等）、疾病要件（がん、白血病等）を基に、積極的に放射線起因性を認める範囲を設定しているが、原爆の特殊性としての放射線による健康被害にも着目しつつ、司法判断を踏まえた認定基準を考えることができるのではないか。

- 司法判断については、個々の判断は個別事例として存在しており、判決相互間でも判断が分かれているが、個別事例として出された判例を行政認定の基準として一般化する場合、放射線起因性の判断に取り入れ得るものをどのように峻別することが考えられるか。

※裁判では、放射線起因性に係る「高度の蓋然性」を必要として判断しているが、実際には、個別事情を考慮した上で、科学的に否定しきれないことをもって広く救済を行っているのが実態である。裁判所のこうした判断をベースに認定疾病を拡大すれば、健康管理手当並みの判断となり、高齢者が罹患しやすい大半の疾病に広がってしまうのではないか。

- 裁判例を基準に取り入れたものとする場合、現行制度とどう整合性を付けることが可能か。

- 裁判例には、提訴され、既に判決が確定しているものしか参照できないという限界があるが、裁判例以外に、適切に放射線起因性を判断する指標が考えられるのではないか。国民が納得できる形での

認定範囲をどのような判断指標で引くことが考えられるか。

3 原爆症認定制度における手当について

- 本来、原爆症認定制度は、がん等の重篤な疾病に罹患した限られた認定被爆者に対し、医療の給付や医療特別手当の支給を行うものであったが、現在は対象疾病が拡大したり、医療技術の進歩に伴う治療成績の向上などに伴い、対象者が変わってきているのではないか。

- 戦後65年を経過し、大多数の被爆者が年金受給者となった中で医療特別手当における生活の安定に資するとの趣旨は異なってきているのではないか。一般の高齢者の現状との均衡も踏まえ、原爆症認定制度における手当の趣旨や水準についてどう考えるか。